

## 東日本大震災に係る医療施設等災害復旧費補助金査定作業実施要領

医療施設等災害復旧費補助金の申請については、通常の補助金と異なり、厚生労働省及び財務局による査定作業が行われるなど特別な手続きが必要となり、申請する施設側におかれましても様々な準備や対応が必要となります。

本補助金を申請される施設におかれましては、この実施要領及び別添の各資料を精読いただき、準備作業等を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

### 総則

#### 1. 災害復旧費の査定について

東日本大震災の医療施設等災害復旧費の査定については、原則として実地調査により補助額を決定することとなっていますが、申請を行う被災した医療施設（以下、「被災施設」という。）の申請額が7億円以下の施設については書類審査により補助額を決定（以下「机上査定」という。）できることとなっています。

※協議額が1件につき80万円未満の災害復旧については国庫補助の対象とはなりません。

※申請額が7億円以下の施設についても必要に応じて実地査定を実施する場合があります。（ただし、申請額が200万円未満の施設については机上となります。）

#### 2. 査定の体制について

査定については厚生労働省医政局より災害査定官（以下「査定官」という。）を派遣するとともに、当該地域を所管する財務局より立会官の派遣を求め、当該被災施設を所管する県の職員の陪席のもとで被災施設からの説明を聴取した上で、査定を行うこととなります。

#### 3. 査定の会場及び日程について

机上査定については厚生労働省の指定する会場にて実施するものとします。実地査定については、被災施設に査定官・立会官が出向いて現地で査定を行います。机上査定・実地査定の別については、被災施設の希望や県の意見、事前に提出いただく調査票の内容等を勘案して厚生労働省で決定いたします。

また、日程については調整の上ご連絡をいたします。

#### 4. 調査額の決定について

机上査定又は実地査定の後、査定官、立会官及び被災施設の合議の上で調査額を決定することとなります。（決定額が12億円以上のものや協議が整わなかった

ものは本省間協議となります。)

※査定により、補助額が80万円未満となる場合には、国庫補助の対象とはなりません。

※調査額が原則として基準額となり、これに補助率をかけたものが国庫補助額となります。(詳細は医療施設等災害復旧費補助金交付要綱をご参照ください。)

## 査定の準備

### 1. 必要書類・資料等の準備について

被災施設においては、以下の資料を5部(査定官、随行員、立会官、県担当者、予備)準備し、査定時に提出してください。

また、同一の施設であっても、別の項目で補助を受けようとする場合((例)「病院群輪番制病院」と「災害拠点病院」の両方で補助を受けようとする場合)については、それぞれ書類を作成いただく必要があります。ただし、対象施設が重複する場合は、どちらかの補助しか受けることができません。

#### ①医療施設等災害復旧費国庫補助協議書

既に提出いただいておりますが、変更箇所等を反映した確定版を作成してください。また、「災害の種類」欄には、「平成23年東北地方太平洋沖地震」と記載してください。「災害復旧所要額及びその内訳」については、②の「総括票」と整合性を取るようしてください。

#### ②医療施設等災害復旧費実地調査票(様式1:総括票、様式2:個票)

「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」等を踏まえ、できる限り詳細に記載してください。

#### 【実地調査票記入上の注意】

- 総括票には、被災施設において復旧に国庫補助を受けようとする対象を列挙し、個票は、総括票に列挙された項目の内訳について一つずつ作成いただくこととなります。
- 「…工事1式」という積算内容が把握できない書き方ではなく、「材料費…円、労務費…円、計…円。」(単位はm、m<sup>2</sup>、kg)というように詳細に書いてください。
- 効率的な査定を行うため、補助対象外経費(後述)については、記載しないようお願いいたします。
- 記載した内容につきましては、査定官・立会官から詳細な質問をさせていただきます。査定に対応いただく被災施設の担当者は、内容をきちんと熟知しておくようお願いいたします。(業者の見積書を転記しただけということの無いようお願いいたします。)

○ 単価については、原則として「医療施設等施設整備費補助金」「医療提供体制施設整備交付金」別表の「地域別1平方メートル当たり単価表」の単価を用いるものとします。また、労務単価を別に計上する場合は、「平成23年度公共工事設計労務単価について」（平成23年3月25日 国土交通省総合政策局建設市場整備課編）の単価を用いるものとします。これにより難しい場合は現地適正価格によることとしますが、その場合は根拠についてご説明をいただくこととなりますのでよろしくお願いたします。（県・市町村の単価表又は物価版（専門誌）等の建築単価等が考えられます。）

民間見積もりの場合は、可能な限り、複数社の見積もりを用意してください。

単価等が正当な理由無く適正価格より著しく高額であると判断された場合は、査定減となる可能性がありますので、ご注意ください。

○ 見積書において値引きが行われている場合におきましては、値引き分は各事業費の中に算入し、「値引き」単独では計上しないようにしてください。

### ③災害原因・程度等の証拠書類

被災施設の立地する地点の被災状況（震度・津波の程度）がわかる資料を準備してください。地方気象台、県・市防災担当課等が作成した資料の他、気象庁ホームページのデータ等を活用しても差し支えありません。

### ④図面（復旧図）

建物については、平面図、断面図、立面図を用意し、被災箇所が特定できるように着色してください。また、復旧についての工法等を書き添えるようにしてください。（大きな図面がある場合は、参考までにご持参ください。）

設備については、図面の添付は省略できるものとします。

### ⑤東日本大震災により損壊したことを証明する資料

被災か所について東日本大震災により「損壊する前の写真」「損壊後の写真（被災写真）」を準備してください。また、既に復旧済みの場合は、「復旧後の写真」も準備してください。

#### 【被災写真の撮影について】

○ 補助金を申請する被災箇所については、すべて写真を撮影してください。この場合、被災箇所1箇所について1枚ではなく、引いた写真、寄った写真、別角度からの写真等、必ず複数枚（できる限り多めに）撮影してください。机上査定の場合、被災箇所や程度、数量を確認する手段が写真のみであるため、写真で確認できない被災箇所については採択の対象とはなりません。撮影はしたものの写真の不鮮明等により確認ができない場合も同様となります。

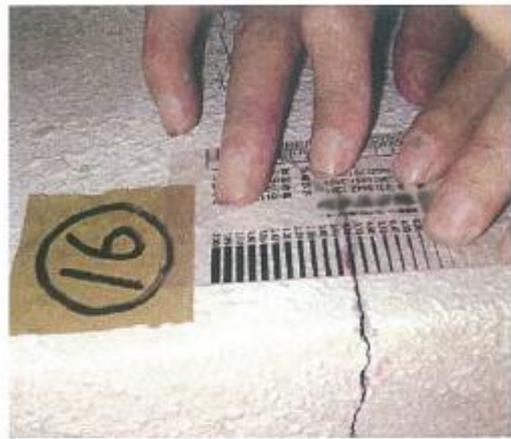
○ 被災施設の負担軽減のため、机上査定の場合はプリントいただくのは主要な写真のみにとどめ、その他はデジタルカメラ等で撮影した電子データをノートパソコン等に保存してご持参いただき、ノートパソコン等の画面でご説明いた

だくことも可能です。(査定資料として採用した写真については別途提出をお願いする場合があります。) また、被災箇所が長大な場合は動画で撮影して、同様にノートパソコン等で持ち込んで説明いただいても構いません。

- 写真については、調査票や図面との共通番号を付けて管理し、当該被災箇所の損壊状況（写真）、復旧に要する経費（調査票）、位置（図面）が照らし合わせられるように整理してください。
- 写真には必ず寸法を記入してください。クラック等については始点終点の数値、幅はクラックスケール等により、数値がわかるように撮影してください。計測に危険が伴う場合がありますので、必ずしも被災施設職員が行う必要はありません。施工業者に依頼し、寸法を確認できる写真を撮影してください。



クラック始点

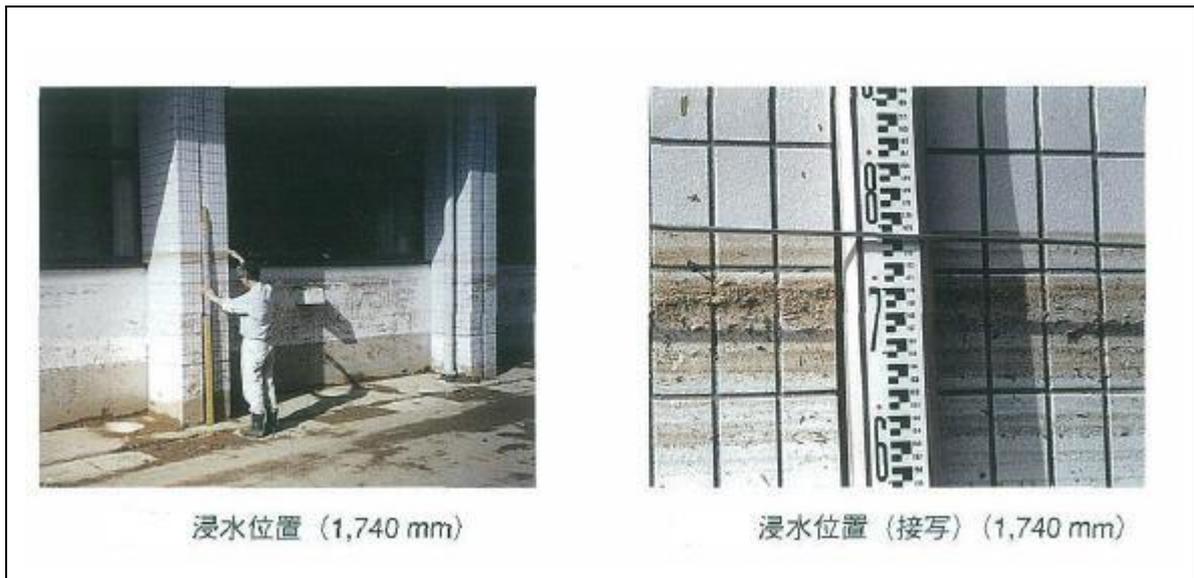


幅=0.8 mm



クラック終点 (L=1.3 m)

- 津波による浸水を受けた場合は、浸水深さの数値がわかるように撮影してください。



※「損壊する前の写真」又は「損壊後の写真」が用意できない場合については、厚生労働省までご相談下さい。

また、設備については、使用不能状態であることのメーカーの証明書を用意してください。また、使用記録等により、その使用不能状態が震災によって生じたことの証明を行うことが必要となります。

#### ⑥工事見積書

工事を行う上での積算根拠資料を提出してください。

※②で作成いただく個表との整合性を取るようになしてください。

※「〇〇復旧工事 一式」といった、面積も単価も省略された見積書は不可となります。

被災か所毎に、単価、面積等の詳細がわかるような見積書を準備してください。

#### ⑦病院の概況資料

パンフレット等があれば参考までにご用意ください。

## 2. 対象外経費について

医療施設等災害復旧費補助金は被災した医療施設の迅速な復旧を目的としているため、通常の補助金に比して補助率や基準額の引き上げ（上限の撤廃）が図られていますが、一方で対象外経費（補助金を受けられない事項）についても、細かい定めがあります。

これに該当する事項については補助対象外となりますので、申請の際はご注意ください。

#### ①「原型復旧」ではない場合

災害復旧費の原則は「原型復旧」（被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧すること）となります。よって、被災施設を復旧するにあたり、「原型復旧」ではないと査定された場合には、補助が受けられません。

例外として「原型復旧不可能」「原型復旧困難」「原型復旧不適當」と判断された場合は、限定的に「原型復旧外」の復旧が認められる場合があります。詳細につきましては、資料編の「官庁建物等災害復旧費実地調査要領」第六「復旧費算出の原則」をご確認ください。これに該当するか否かの最終的な判断は、査定の際において査定官・立会官が行います。

## ②補助対象外とされている経費について

「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」の第三「調査の対象」に記載の事項が対象となり、第五「適用除外」に記載の事項については対象外となります。

### 【医療施設等災害復旧費補助金の対象外経費】

- 1 事業費が80万円未満のもの
- 2 著しく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められる災害によるもの。  
※ボイラー、給水設備等の法定点検が必要なものは、定期検査証の写しを添付すること。
- 3 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの
- 4 他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの
- 5 調査前着工を行ったもののうち、写真等の資料により被災の事実の確認ができないもの。
- 6 その他
  - ①土地（敷地、構内道路、石垣、屋外運動場、擁壁、法面、駐車場等）
  - ②工作物（囲障、門等）
  - ③設備（エレベーターも含む）、医療機器（建物整備を伴わないもの、ベッド等の医療用設備、什器）
  - ④建物整備を伴わないCT、MRI等
  - ⑤宿舎（医療関係者養成施設の寄宿舎及びへき地保健医療対策事業及び看護師宿舎施設整備事業に関するものは対象とする。）
  - ⑥救急車等の車両
  - ⑦庭園、花壇、造園

## ③事業ごとの補助対象外経費について

災害復旧費は各事業ごとに申請できる対象が決められており（対象経費）、それ以外の経費は対象外となります。詳細は、「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」別表をご参照ください。

## 3. 日程の調整について

必要書類・資料等の準備が整いましたら、様式1及び様式2を県の担当課室へ登録し、日程等の調整を受けてください。机上査定となるか実地査定となるかは厚生労働省において決定し、県を通じてご連絡いたします。

日程や机上査定の場合の査定会場については、県よりご連絡させていただきます。

## **査定について**

### **1. 査定の内容**

査定官、立会官は、災害復旧費用の適正性の確保の観点等から査定を行います。大まかな流れは以下のとおりです。

- ①被災施設による被災状況の説明（実地査定の場合は、実際に被災箇所を確認しながら説明を聴取します。）

※特に指示のない限り、施設概況の説明は不要です。

- ②質疑応答

- ③上記①及び②をふまえ、災害復旧事業費の決定（査定会場（実地査定の場合は現地）にて行います。）

### **2. 対応者について**

被災施設においては、申請事務の責任者の他、工法や見積もりの内容等について説明を行うことができる者（施工事業者等）が出席するようにしてください。必要に応じ、関係地方公共団体の建築行政担当者等が陪席しても差し支えありません。また、査定の場において事業費を決定し承諾いただくこととなりますので、特に机上査定においては額について判断する権限を有する方が出席するようにしてください。（持ち帰って後日回答ということはありません。）

### **3. 所要時間について**

机上査定の場合は、病院の場合は1か所あたり概ね1日程度を見込んでおります。（被災の規模等によって前後します。あくまで目安です。）午後から査定を開始した場合、18～19時で一度終了、査定官や立会官から提出依頼を受けた資料等を準備いただき、翌朝から再開し午前中までに終了という流れとなります。

実地査定の場合も1日かかる場合もあります。

### **4. 実地査定について**

査定官と立会官が被災箇所をすべて調査します。被災施設におかれましては、近接している被災箇所については調査票上の番号順に関わらず確認できるようなルートを組むなど、効率的な調査にご協力をお願いいたします。

また、現地へ行った際に被災箇所が現認できないということのないよう、被災施設においても事前の確認を行い、査定官・立会官に説明ができるようにしておいてください。

### **5. その他**

不明な点があれば、県の医療施設等災害復旧費担当窓口を通じてお問い合わせください。(厚生労働省及び財務局へ直接照会することは差し控えてください。)

#### 交付申請等について

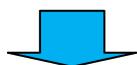
査定終了後の交付申請の手続き等については、別途ご案内いたします。

#### 発災から査定、交付申請までの流れについて

①県へ事前協議書を提出 (既に終了)



②本要領等を踏まえ、査定を受ける準備を開始



③査定を受ける準備が整ったら、事前協議書・調査表を県へ登録し、日程調整



④査定日及び査定会場が県から通知される。(実地査定の場合は査定日)



⑤査定→災害復旧事業費 (国庫補助額) 決定



⑥交付申請書を県へ提出



⑦交付決定